

### 機械に関する危険性の通知

村田機械 今枝 幸博\*

\*いまえだ ゆきひろ：安全技術普及会会員

平成 24 年 1 月 27 日に厚生労働省令第 9 号により労働安全衛生規則が改正され、(機械に関する危険性等の通知) 第 24 条の 13 が追加された。この規則により、機械を譲渡または貸与する者は新品・中古品を問わず、機械に残留するリスクについて相手方事業者へ通知するよう努めることが定められた。

改正から 5 年が経過したが、施行から年月を経たことで通知情報を作成するための情報発信がなくなったこともあり、使用者向けにどのような内容を通知すべきものなのかをいま一度考えてみたい。

機械に関する危険性などの通知文書は「残留リスクマップ」と呼ばれている。

残留リスクマップの作成に当たって、まずは本特集の解説 5 の記事 (23 ページ) で示されるリスクアセスメントが適切に実施されていなければならない。特に注意をしなければならない点として、設計者は回転部や可動部に対する危険源には注意を払うが、すでに囲われている部分については危険源としての認識は薄く、見逃している場合がある。たとえば、機械の形状によって踏み台や足場になる場合には、床面からの高さによる位置エネルギーがあり、作業者が墜落することによって危害を被る危険性がある。機械設備が据え付けられる周囲の環境を考慮して、ユーザーまたは第三者

が犯しがちな誤使用について十分な検討をしなければならない。

対象とする機械は労働現場で使用されるすべての機械が対象であるが、一般消費者の生活用の機械は除かれる。残留リスクマップの目的は、「機械の包括的な安全基準に関する指針」に示される「機械の安全化の手順」の促進である。機械ユーザーにおいて、残留リスクマップを参照し、リスクアセスメントを実施することで適切な防護方策を実施することを促している。

対象とする運用範囲は、機械のライフサイクル全般のうち、ユーザーが作業を行う範囲である。したがって機械メーカーが実施する作業 (たとえば据え付けや撤去) は対象とならない。

残留リスクマップに必要とされる要件として、

- 機械ユーザーが行うべきすべての方策と、それに関連する残留リスクに関する情報が記載されていること
- 対象となる機械が残留リスクマップの中で特定されていること
- 機械の全体が図または写真などで示されていること
- 残留リスク一覧に記載する各情報と、関連する機械上の箇所が視覚的に結び付けられていること
- 機械ユーザーが取扱説明書を読まずに、残留リ